

コスメ・健康関連産業集積促進事業 仕様書

1 委託業務の名称

コスメ・健康関連産業集積促進事業

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月1日（月）まで

3 委託業務の目的

本県の人口は、平成15年をピークに減少に転じており、特に20代の若者・女性の首都圏への転出が顕著である。その状況に歯止めをかけるため、県は、本県が若者・女性にとって魅力ある地域となることを目指し、若者・女性が魅力を感じるコスメ産業や美と健康の視点で関心の高い健康関連産業の集積に取り組む。

受注者は、県が行う産業集積に向けたコスメ関連企業等とのネットワーク創出等に係る取組を支援する。

4 業務の内容

次に掲げる業務に取り組むこととし、事業の目的達成に向けた具体的な提案を盛り込むこと。

(1) 地域資源活用に向けた素材ツアーの実施

県内の地域資源を活用した商品企画・開発に向け、コスメ・健康食品関連企業と県内の地域資源生産者及び地域資源の加工・販売に携わる地元企業等とのマッチングを図るため、下記の要件を満たすツアーを企画し、実施すること。

ア 実施内容

(ア) 実施時期：令和8年7月頃

(イ) 期間、回数：2泊3日の全体ツアー1回以上。加えて、個別の視察対応も可とする。

(ウ) 招請対象企業：特にナチュラル・オーガニックコスメ系に強みを持ち、地域資源を活用した化粧品製造を行っている県外の企業等を中心とした次に掲げる化粧品・健康食品関連企業等

a 自社ブランド製品の企画・販売を行う企業

b 化粧品・健康食品の受託開発・製造を行う企業（OEM/ODM）

c 天然由来原料の製造・加工及び輸出入・販売を行う企業（原料メーカー・商社）

d 美容・健康分野における商品ブランディング及び販路開拓支援を行う企業

イ コスメ・健康食品の原料候補となる地域資源を、県内各圏域（仙南、仙台、大崎、栗原、登米、石巻、気仙沼・本吉）から1種類以上選定し、各素材候補のストーリー等、優位性を整理すること。単なる素材紹介に留まらず、将来的な商品開発や共同事業へと繋がる工夫をすること。

ウ 8社以上を招請し、各社の商品企画・研究開発部門の担当者を中心に2名以内で招請者を決定すること。

なお、ツアー招請者の宿泊費・交通費等は本事業において負担することとし、詳細について

ては、別途発注者と協議すること。

エ 地域資源を活用したコスメ・健康食品の開発に精通した専門家等のアドバイスを受けられる体制を構築すること。

オ ツアー内容、招請企業、招請者の選定に当たっては、発注者と調整のうえ決定すること。

(2) 地域資源を活用した商品企画・開発プログラムの実施

素材ツアー参加企業に対し、県内の地域資源を活用した商品企画・開発を支援するプログラムを実施すること。

なお、プログラムの実施に当たっては、次の要件を踏まえること。

ア 素材ツアー実施後、素材ツアー参加企業の中から、県内の地域資源生産者及び地域資源の加工・販売等に携わる地元企業等と連携して取り組むグループを4グループ以上形成させること。

イ 各グループに対し、地域資源の強みや優位性を活かした商品の企画・開発や、デザイン・ブランディングなど、専門家による手厚く実効性の高いサポート体制を構築し、コスメシンポジウムでの取組発表に向けた伴走支援を行うこと。

なお、交通費、宿泊費、研究・開発等に係る費用を負担することとし、詳細については、別途発注者と協議すること。

ウ グループの形成及び構成メンバーにあたっては、発注者と調整のうえ決定すること。

(3) コスメシンポジウム（仮称）の開催

コスメ・健康関連企業や県内の若者・女性を対象として、当事業の趣旨や地域資源活用事例の成果などの情報を魅力的に情報発信し、新たなコスメ関連企業等とのネットワーク創出に向けた機運醸成を図ることを目的とした、コスメシンポジウムを企画し開催すること。

なお、シンポジウムの開催に当たっては、次の要件を踏まえること。

ア 宮城県内で令和8年11月頃開催することとし、集客規模は100名程度とする。本事業の取組内容を、県内外の若者・女性及び関連事業者へ訴求するとともに、更なるコスメ・健康食品関連企業と県内地域資源とのマッチング創出に加えて、関係者のネットワーク構築や新規創業等にも繋がるよう工夫すること。

イ コスメシンポジウムの企画にあたり、地域資源生産者、コスメ業界関係者、有識者等をパネリストとして、当事業の取組内容や成果を効果的に伝えるような内容構成とすること。また、当事業の魅力を効果的に発信するため、若者・女性に訴求力のある著名人1名以上をゲストスピーカーとして招請すること。さらに、シンポジウム開催に合わせて、特に、若者・女性の集客効果を高めるためのコスメ関連イベントも同時開催すること。

(4) WEBサイト構築・動画制作

県内の地域資源の魅力をコスメ関連業界等に効果的に訴求するためのWEBサイトを構築することとし、スマートフォンにも対応すること。

また、シンポジウム等で活用するため、当事業により地域資源を活用した事例から4事業以上を紹介する動画を制作すること。制作動画は下記の要件を満たすこと。

ア 製作する映像は、以下の構成を基本とする。本業務においては、本事業を効果的にPRできる総合版をメインマスターとして高密度に製作し、その中で特にフォーカスする地域資源別映像については、撮影素材を最大限に活用及び再構成することで、総合版の単なる抽出や短縮版ではなく、各地域資源に最適化した構成により、独立した映像作品として成立させること。

内容	映像長	本数
総合版	60秒程度	1本程度
地域資源別	30秒程度	4本以上

イ 映像はナレーションや台詞を用いないノンバーバル（非言語）形式を基本とし、音楽、環境音、及び視覚効果等により構成すること。音楽については、映像の世界観に合致する高品質な有料ストック音源（ロイヤリティフリー楽曲）等の活用を認める。ただし、単にBGMとして流すのではなく、映像の動きと音を緻密にシンクロさせることで、視聴者の没入感を高める編集を行うこと。また、使用する音楽や効果音は、本県が将来にわたり国内外のあらゆる媒体（WEB、SNS、イベント等）で期限の定めなく無償で二次利用できる商用利用ライセンスを完全にクリアしたものであること。そして、視聴者の利便性を向上させるため、地名や施設名等のテロップを適宜挿入すること。テロップのデザインは、映像の躍動感や洗練された世界観を損なわない現代的なものとする。

ウ 映像の撮影は原則として4K以上の高解像度かつ高ビットレートで行うものとする。納品にあたっては、ウェブ配信やSNS投稿に最適化されたフルHD（1080p）を基本とする。

ただし、シンポジウム等での大画面投影等を考慮し、4Kマスターデータを納品すること。

（5）本業務に係る広報

ア 本事業をイメージするデザインの作成、チラシの作成を行うこと。

イ イベント開催時の地上波放映による情報発信に努めること。また、SNS、YouTube等を活用し、若者・女性に向けて効果的に情報発信すること。

（6）留意事項

本事業に係る経費等は全て受託者の負担とし、事故や不測の事態等による一切の責任は受託者において対応すること。

5 実施計画書の作成

受注者は、契約締結後、速やかに以下の書類等を作成して発注者に提出するとともに、発注者と協議の上、本業務を実施すること。

（1）業務実施計画書（業務の実施方法・スケジュール等）

（2）業務従事者等届（業務責任者・スタッフの氏名、業務分担等）

6 打合せ等

業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と受注者は綿密に連絡を取り合い、業務の方針

及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度、受注者が書面で記録を作成し、内容を相互に確認しなければならない。

なお、連絡に当たっては、積極的に電子メールを活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて受注者が書面で記録を作成すること。

業務の着手時に発注者と受注者は打合せを行うものとし、その結果については、受注者が書面で記録を作成し、相互に確認しなければならない。

7 成果物の提出

受注者は委託期間の満了前までに、下記により委託業務に関する成果物を発注者に提出するものとする。

(1) 提出物

- ア 業務完了報告書（紙媒体）2部
- イ 業務完了報告書の電子データ
- ウ 提案書に記載された業務を実施したことがわかる電子データ

(2) 提出先

宮城県経済商工観光部富県宮城推進室
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

8 留意事項

本業務は国の地域未来交付金をそれぞれ活用して行うため、その要領等に基づくこと。また、本業務は、国の交付金を財源として実施する予定であり、交付金が不採択又は減額交付となったときは、契約手続の中止、契約の解除、契約金額の減額等を行う場合がある。

9 成果の帰属及び秘密保持等

(1) 成果の帰属

本業務により得た成果及び成果品の著作権は、発注者に帰属するものとする。

(2) 秘密の保持

受注者は、本業務で知り得た秘密を契約終了後も保持しなければならない。業務終了後も同様とする。

(3) 個人情報の取扱い

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。

10 その他

(1) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難しい理由若しくは本仕様書に記載されていない事項が生じたときは、発注者と速やかに協議を行い、その指示に従うこと。

(2) 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、第三者に業務を再委託することはできない。